

給与支払報告
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

【提出用】

受付印

※ 異動(退職・転勤・休職等)があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

東彼杵町長 様 平成 年 月 日 提出		給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)											特別徴収義務者指定番号	整理番号
			名称 (氏名)	(印)										担当者 氏名	受給者番号
			法人番号 (個人番号)												
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 事由	(注2)異動後の未徴 収税額の徴収	1月1日から 退職時までの 給与支払額						
フリガナ	(旧姓)		円	月から	円	年	1. 退職(注1)	1. 特別徴収継続 (給与差引継続)	円						
氏名	T・S・H 年 月 日生			月まで		月	2. 転勤	2. 一括徴収をして							
現住所	〒 - (給与の支払を受けなくなった後の住所)			円		日	3. 休職	月分で							
個人番号							4. 長期欠勤	納入します	控除社会保険料						
							5. 死亡	3. 普通徴収 (残額個人請求)	円						
							6. 育児休業								
							7. その他								

(注1) 退職金の支払いがあるときは、「町民税・県民税納入申告書」(納入書裏面)もあわせて提出してください。
(注2) 上記の徴収方法につきましては必ずご本人様にお伝えください。

※ 退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。

※ 転勤等による新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合

特別徴収 義務者	所在地	☎ - ()	月割額	円を	月分
	フリガナ		から徴収するように連絡済です。		
名称		特別徴収義務者指定番号	担当者 氏名	☎() - (内線)	
法人番号 (個人番号)					

※ 退職等により残税額(未徴収税額)を最後の給与又は退職金より一括して徴収される場合

一括徴収の申出	異動者印	一括徴収とは、残税額を最後の給与又は退職金から差し引くことです。退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申し出の有無に関わらず一括徴収が義務づけられています。(地方税法第321条の5第2項) なお、6月1日から12月31日までの間は本人の申し出により一括徴収できます。
平成 年 月 日		

*町処理欄	宛名コード	転	一	普	済月	開始(月・期)	指定番号	受給者番号	処理日	処理者	点検者
		勤	括	徴							